

4月1日
から

未熟児養育医療、育成医療の 手続き窓口が市に変わります

■問い合わせ

福祉課 社会福祉係 ☎75-6118
福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823
健康増進課 ☎75-3355

これまで佐賀県保健福祉事務所が相談窓口でしたが、平成25年4月1日から市が相談窓口となります。
手続きが必要な方は、次のところにご相談ください。

給付事業名	対象者	担当課
未熟児養育医療の給付	出生時体重が2,000g以下の身体の発育が未熟な状況で生まれ、入院して未熟児養育医療を受ける必要のある未熟児（1歳未満）	福祉課 社会福祉係 ☎75-6118
障害者自立支援医療（育成医療）の給付	障害や現在の病気を放置すると将来的に障害が残る可能性があり、手術等の医療によって障害の改善が見込まれる満18歳未満の児童	福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

○4月1日から、未熟児の届出・訪問などの支援窓口も市に変わります。

対象者 2,500g以下で生まれた未熟児（1歳未満）

担当課 健康増進課 ☎75-3355

小さく生まれたお子さんの支援は、出生届のときに必要な事項を確認し、地区担当保健師が家庭訪問などをします。

母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん 高等技能訓練促進費をご利用ください

■問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

母子家庭のお母さんや、父子家庭のお父さんが、就職の際に有利な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で高等技能訓練費を支給します。また、養成課程の修了後に一時金を支給します。

■支給額（平成25年度入学者）

高等技能訓練促進費（月額）

市民税非課税世帯 100,000円

市民税課税世帯 70,500円

入学支援修了一時金

市民税非課税世帯 50,000円

市民税課税世帯 25,000円

■支給期間

修業期間の全期間（ただし、上限を2年とする）

■対象となる人

児童扶養手当の支給を受けているまたは、同様の所得水準にある母子家庭の母や父子家庭の父

■対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士
※事前に福祉課への相談が必要になります。

発達障害に関する相談窓口を多久市母子健康センターにも設置

佐賀県発達障害者支援センターは、発達障害に関する相談等の増加に伴い、鳥栖市のみだった相談窓口を多久市母子健康センターに平成25年1月から増設しました。

今年度は週1回程度開所します。来所相談は予約制ですので、電話での予約をお願いします。

■相談・問い合わせ

佐賀県発達障害者支援センター「結」

☎0942-8115728